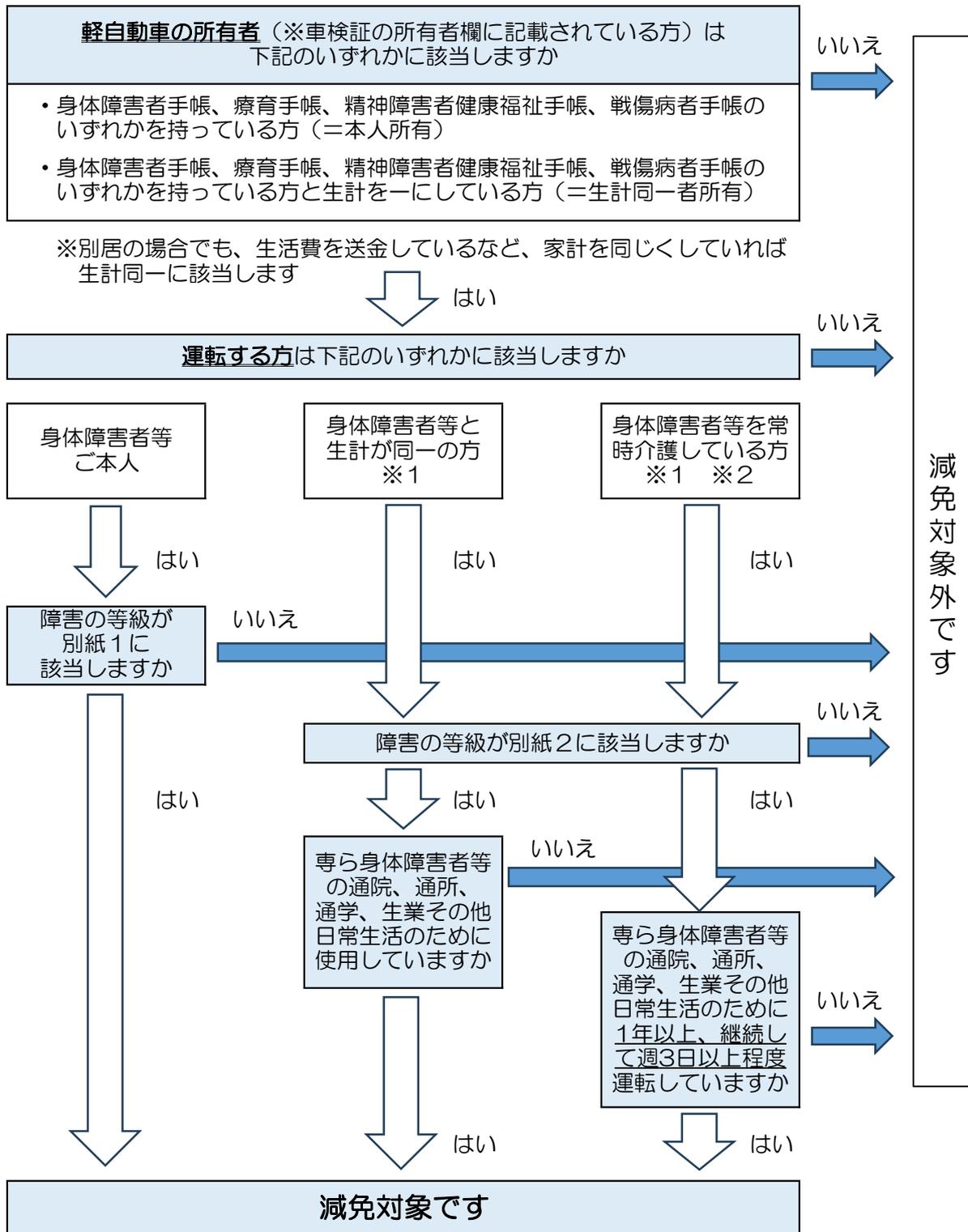


身体障害者等の軽自動車税（種別割）減免判定フローチャート



※1 身体障害者等のご本人以外が運転する場合は、「自家用」に限り減免対象となります。自動車検査証に「事業用」と記載されている車両は、減免を受けることができません。

※2 身体障害者等を常時介護している方が運転する場合は、身体障害者等のみで構成される世帯（単身世帯を含む。）または身体障害者等と18歳未満の方のみで構成される世帯に限り減免対象となります。